

## 電気自動車用充電インフラ整備促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現に向け、電気自動車等を利用しやすい環境を構築し、電気自動車等への転換を着実に進めるため、充電インフラの整備に要する経費に対し予算の範囲内で電気自動車用充電インフラ整備促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 充電設備 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
- (2) 国補助金 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱（20221219財製第4号）」に基づき、充電設備を導入する者に対し交付される補助金をいう。
- (3) 上乗せ補助 補助対象者に補助対象経費と国補助金の確定額との差額に対して、補助を行うことをいう。
- (4) 新規設置 充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいう。
- (5) 入替設置 充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。

### (事業の種類、補助対象者及び補助率等)

第3条 補助金の対象となる事業は、国補助金の交付決定を受けたものとし、その種類、補助交付申請要件、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、補助金交付の目的等に従い、適正に管理すること。また、取得財産等の処分について、国から承認を受けた場合は、第13条の規定により県に申請すること。
- (2) 補助事業を実施した結果、補助事業年度の終了後5年以内に収益が生じた場合は、速やかに知事に報告すること。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 国補助金の交付申請時に提出した書類一式の写し及び国補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 市町村の推薦書（様式第3号）（別表1の3に掲げる事業に申請する場合に限る。）
- (4) 既設充電設備の出力及び充電口数がわかる書類（製品の仕様書等）の写し（入替設置の場合に限る。）

2 前項の書類の提出部数は1部とし、その提出期限は知事が別に定める。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 補助対象者は、やむを得ない理由により前項の交付決定の前に補助事業に着手しようとする場合には、事前着手届（様式第4号）を提出することができる。

（内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 事業計画変更承認（及び変更交付）申請書（様式第5号）及び国補助金の計画変更承認通知書の写し
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、実績報告書兼補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、国補助金の実績報告時に提出した書類一式の写し及び国補助金の額の確定通知書の写しとする。

3 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、国補助金の額の確定通知があった日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の報告書を受領したときは、提出された書類の審査のほか、必要がある場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、第7条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令、条例等に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第12条 補助事業者は、補助金により取得した充電設備、付帯設備等については、設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等と

する。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、設置完了日から5年とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第9号）により知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者が前項の規定により取得財産等を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別紙1

補助対象事業	補助交付申請要件	補助対象者	補助対象経費	補助率 (注3)	補助 上限額
1. 道の駅への充電設備設置事業(経路充電)	次の要件を全て満たすこと。 ①長野県内の道の駅(注1)に充電設備を設置すること。 ②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。 ③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。 ⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。 ⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。 ⑧充電サービスは有償とすること。	法人又は個人	国補助金のうち 高速道路SA・PA 及び道の駅等への 充電設備設置 事業(経路充電) で道の駅に設置 するものと同じ	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円
		地方公共団体 (地方公共団体がリースの使用者となる場合を含む)		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円

2. 空白地域への 充電設備設置 事業（経路充 電）	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>①原則として長野県内の主要道路<sup>(注2)</sup>上又は長野県内の主要道路に面した施設に充電設備を設置すること。</p> <p>②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。</p> <p>③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。</p> <p>⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。</p> <p>⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。</p> <p>⑧充電サービスは有償とすること。</p> <p>⑨電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則として主要道路上道のり30km以上の急速の公共用充電設備未設置の区間内の場所であって、道のり10km以内に急速の公共用充電設備がない場所(入替設置については、既設充電設備が撤去されると同様の場所となることが見込まれる場所)に充電設備を設置すること。(主要道路上に設置する場合に限る。)</p> <p>⑩電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則として設置予定場所から主要道路上道のり15km以内に急速の公共用充電設備がない場所(入替設置については、既設充電設備が撤去されると同様の場所となることが見込まれる場所)に充電設備を設置すること。(主要道路に面した施設に設置する場合に限る。)</p>	法人又は個人	国補助金のうち 高速道路SA・PA 及び道の駅等へ の充電設備設置 事業(経路充電) で公道又は空白 地域に設置する ものと同じ	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円
		地方公共団体 (地方公共団体がリースの使用者となる場合を含む)		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円

3. 観光地の拠点 への充電設備 設置事業(目 的地充電)	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>①長野県内に充電設備を設置すること。</p> <p>②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。</p> <p>③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。</p> <p>④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。</p> <p>⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。</p> <p>⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。</p> <p>⑧充電サービスは有償とすること。</p> <p>⑨電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則として長野県が実施する観光地利用者統計調査の調査対象となる県内の観光地であること。</p> <p>⑩充電設備を設置する施設等が所在する市町村から充電設備の設置について、⑨の要件を満たす旨の推薦を得ること。(地方公共団体が設置する場合を除く。)</p>	充電設備を設置する施設等が所在する市町村の推薦のある法人又は個人	国補助金のうち商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)と同じ	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円
		地方公共団体(地方公共団体がリースの利用者となる場合を含む)		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円

注1 国土交通省に登録されている道の駅を本補助金の対象とする。

注2 主要道路とは、別表2に掲げる道路をいう。

注3 補助対象経費から国補助金を控除した額に対する補助率

別表 2

国道 18～20 号、国道 117 号、国道 141～144 号、国道 146～148 号、国道 151～153 号、国道 158 号、国道 254 号、国道 256 号、国道 292 号、国道 299 号、国道 361 号、国道 403 号、国道 406 号、国道 474 号、県道 1 号線、県道 2 号線、県道 4 号線、県道 8 号線、県道 9 号線、県道 11～21 号線、県道 24～27 号線、県道 29 号線、県道 31～38 号線、県道 40 号線、県道 43～45 号線、県道 48～51 号線、県道 54 号線、県道 55 号線、県道 57～60 号線、県道 63～68 号線、県道 70 号線、県道 75～97 号線、県道 103 号線、県道 112 号線、県道 115 号線、県道 119～122 号線、県道 124 号線、県道 130 号線、県道 131 号線、県道 133～135 号線、県道 137～139 号線、県道 141 号線、県道 142 号線、県道 144 号線、県道 146～148 号線、県道 150～154 号線、県道 156 号線、県道 157 号線、県道 160 号線、県道 162 号線、県道 166 号線、県道 169 号線、県道 171 号線、県道 172 号線、県道 174 号線、県道 176 号線、県道 177 号線、県道 180 号線、県道 183～192 号線、県道 196～198 号線、県道 200 号線、県道 201 号線、県道 203 号線、県道 206～209 号線、県道 213 号線、県道 215 号線、県道 217 号線、県道 218 号線、県道 221 号線、県道 226～233 号線、県道 236 号線、県道 237 号線、県道 244 号線、県道 247 号線、県道 250～252 号線、県道 254 号線、県道 256 号線、県道 265 号線、県道 267～269 号線、県道 273 号線、県道 275 号線、県道 278 号線、県道 282 号線、県道 284 号線、県道 287～298 号線、県道 301 号線、県道 302 号線、県道 304～310 号線、県道 314～317 号線、県道 319～322 号線、県道 325～327 号線、県道 329 号線、県道 334～340 号線、県道 343 号線、県道 344 号線、県道 346 号線、県道 347 号線、県道 349 号線、県道 351～358 号線、県道 360～363 号線、県道 366～368 号線、県道 370～378 号線、県道 380～383 号線、県道 385 号線、県道 387 号線、県道 388 号線、県道 392 号線、県道 396 号線、県道 399 号線、県道 404 号線、県道 405 号線、県道 409～411 号線、県道 414 号線、県道 416 号線、県道 417 号線、県道 419 号線、県道 422 号線、県道 423 号線、県道 425 号線、県道 426 号線、県道 429 号線、県道 432 号線、県道 433 号線、県道 437 号線、県道 438 号線、県道 444 号線、県道 445 号線、県道 449 号線、県道 461 号線、県道 471～474 号線、県道 476 号線、県道 478 号線、県道 480 号線、県道 483 号線、県道 484 号線、県道 486 号線、県道 487 号線、県道 489 号線、県道 491 号線、県道 492 号線、県道 495 号線、県道 496 号線、県道 498 号線、県道 499 号線、県道 505 号線、県道 506 号線、安曇広域農道、須高広域農道、伊那西部広域農道、松塩広域農道、浅間山麓広域農道、伊那中部広域農道、千曲川左岸広域農道、八ヶ岳西麓広域農道、上水内北部広域農道